

公開質問状

平成 22 年 6 月 14 日

財団法人 公害地域再生センター
(あおぞら財団)

貴政党内政策担当者 さま

(財)公害地域再生センター (愛称：あおぞら財団)

理事長 村松 昭夫

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

告示前のお忙しい折に、貴重なお時間を拝借することをお許し下さい。

私ども、あおぞら財団は、公害地域の再生をめざして活動する NPO (非営利組織) です。

1978年に提訴された大阪・西淀川大気汚染公害裁判では、原告と被告企業9社との間で公害地域の再生にむけて互いに努力しあうことを内容とする和解が成立しました。患者たちは裁判に託した「手渡したいのは青い空」の願いを次の世代に引き継ぐために、平成8年9月、和解金の一部を拠出して、財団法人公害地域再生センター (愛称：あおぞら財団) を設立しました (環境省所管)。

当財団では、被害者・住民の立場から、1) 公害のないまちづくり、2) 公害の経験を伝える、3) 自然や環境について学ぶ、4) 公害患者の生きがいつくり、5) 国際交流、の5つの分野を柱に、ボランティアの協力を得ながら、地域と環境の再生に向けた調査研究、実践活動を創造的におこなっています。

現在、全国・世界の方々と連携しながら、大気汚染をはじめとした公害問題の克服・地域の環境再生、地球温暖化対策への取り組みを進めております。

わが国における公害問題は、古くは明治時代の工場からのばい煙問題にはじまり、第二次世界大戦後から高度経済成長期にかけての大気汚染、水質汚染、騒音・振動、地盤沈下、土壌汚染、アスベストなどの発生に際し、多くの市民、企業、行政、専門家等の知恵と技術と努力を結集し、その対策が行なわれてきました。

現在も続く、こうした取り組みは、世界中で、開発に伴う様々な公害の発生や地球温暖化をはじめとした環境問題が声高に叫ばれる中、わが国が世界に誇るべき経験・歴史であり、今後活かしていくべき財産だといえます。

そこで、この度の参議院選挙にあたって、各政党の方々の「わが国の環境再生まちづくり」に関する政策・理念をお聞かせいただき、投票の際の参考にしたいと考えています。

つきましては、別紙の質問状の質問に**2010年6月23日(水)**までに郵送又はEmailにて、お答えいただければ幸いです。

また、当質問状及び回答文は、当財団ホームページ (<http://www.aozora.or.jp/>) に掲載し、報道機関等を通して、広く公表する予定ですので、その旨、ご了承くださいませようお願い申し上げます (同HP上にこれまでの公開質問状に関する回答も掲載しております)。

ご多忙とは存じますが、下記質問への回答と共にその内容を公表して多くの人々の判断材料に供せられますよう、お願いいたします。

どうか、趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

敬具

■質問項目

1. わが国の大気汚染対策について

わが国では、大気汚染の指標の一つである二酸化窒素（NO₂）について、長期的には改善傾向となっていますが、平成 20 年度、自動車排出ガス測定局（全 421 局）において、未だ環境基準不適合が 19 局（約 4%）ありました。

現在、子どものぜんそく増加が社会問題となっています。また、2007 年 8 月に東京大気汚染訴訟が和解し、東京都ではぜんそく患者への医療費助成制度が創設され、現在、医療費助成対象者は 46,000 人を超え、早期発見・早期治療の効果が上がっています。川崎市でも 2007 年より救済制度が設けられ 5,000 人の方々が利用されています。また、大阪でも、ぜん息患者の医療費助成や救済制度を求める活動が展開されています。

さらに、呼吸器系疾患だけでなく循環器系疾患や肺がんとの関連が指摘されている微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、昨年 9 月に環境基準が告示され、先行して測定された地域では基準値を大幅に超えているところもあり、早急な対策が求められています。

【質問 1-①】 NO₂ や SPM 等の大気環境基準の未達成地域における今後の対策について、どのようにお考えでしょうか？

【質問 1-②】 大気汚染による健康被害者救済制度の創設については、どのようにお考えでしょうか？

【質問 1-③】 PM_{2.5}（微小粒子状物質）については、監視体制の強化、早急な対策が必要と思われませんが、どのようにお考えでしょうか？

2. 交通政策と環境問題について

現在、国土交通省で交通基本法制定に向けた検討が行われています。生活の基盤となる移動の権利を保障することは重要です。移動の権利を確保するためには、大気汚染問題、地球温暖化問題といった環境面、人口減少、少子・高齢化といった社会面の両面から検討して、交通施策を実施する必要があります。

現状は、高速道路無料化に代表されるように、自動車中心の交通施策が実施され、公共交通機関や自転車への支援は不十分なため、自動車を使えない人々の移動の権利が脅かされています。環境面からも問題が懸念されている高速道路無料化については、6 月末より全国 37 路線 50 区間で社会実験が実施されることとなっています。

【質問 2-①】 交通基本法の制定に関して、その是非、内容、制定時期について

【質問 2-②】 自動車に比べ環境負荷が小さい乗り物である公共交通（バスや電車など）の活用にあたり、政府の果たすべき役割と施策のあり方について、どのようにお考えでしょうか？

【質問 2-③】環境にやさしく健康づくりに貢献する乗り物である自転車は、一方で放置自転車や歩道上などでの事故多発など様々な問題を抱えています。その活かし方について、どのようにお考えでしょうか？

【質問 2-④】生活に関する移動を保証するためには、都道府県よりも市町村の果たす役割が大きいと考えられます。政府は、市町村に対して、どのような権限を委譲し、予算を確保し、支援していくべきとお考えでしょうか？

【質問 2-⑤】「高速道無料化」施策について、または、「今後の高速道路料金のあり方」について、貴党としての見解を教えてください。

3. 地球温暖化対策について

昨年度、鳩山前首相は、温室効果ガス削減の中期目標について「主要国の参加による意欲的な目標の合意」を前提に「1990年比で2020年までに25%削減を目指す」と表明しました。また、3月12日には、温暖化対策の基本方針となる「地球温暖化対策基本法」が閣議決定・国会に提出されたところです（6月14日現在、審議未了）。

【質問 3-①】地球温暖化対策基本法について、貴党の見解をお聞かせください。
（その是非、制定時期、削減目標、実現方策、多量排出事業者への対応等）

【質問 3-②】貴党のエネルギー政策上の、原子力発電の位置づけをお聞かせください。
（その是非、中期目標における削減割合、安全性やコストなどの課題について、など）

【質問 3-③】平成 23 年度からの実施に向けて検討されている地球温暖化対策税の導入についての貴党の見解をお聞かせください。

4. わが国の環境再生に向けた取り組みについて

未だ課題の多く残る大気汚染公害地域をはじめ、全国の各地域において、環境再生・持続可能な社会づくりを目指すにあたっては、それぞれの地域での市民・企業・行政・NPO 等が連携した取り組みが重要といえます。

【質問 4-①】環境再生の取り組みへの市民参画、NPO 活動を促進するための仕組みづくりについて、貴党の見解、重視する施策を教えてください？

5. 環境分野における国際貢献について

東南アジアをはじめとして急激に開発が進む地域においては、環境分野において、日本の公害経験を活かした人材・技術・情報などの交流が重要といえます。

【質問5-①】わが国の公害経験を活かした環境分野における国際貢献について、貴党ではどのような見解、施策をお考えでしょうか。

■回答期限、及び、回答・連絡先

①2010年6月23日（水）までにご返答ください。

- 当質問状は、6月14日時点で政党助成金を受けている政党、衆参議院で議員を有している政党（自由民主党、民主党、公明党、日本共産党、社会民主党、国民新党、新党改革、たちあがれ日本、みんなの党）
- 回答については、別紙回答票に記入の上、下記宛先まで、郵送（同封の返信用封筒をご使用ください）、又は、Emailにてお願いします。
- 当質問状及び回答結果については、当財団HP (<http://www.aozora.or.jp>) 等にて公開します。
- 2010年6月23日（水）までに到着した順に公表します。

②回答・連絡先

- (財)公害地域再生センター（あおぞら財団）、担当：藤江、谷内、森井
- 〒555-0013 大阪市西淀川区千舟 1-1-1 あおぞらビル 4階
- TEL：06-6475-8885 FAX：06-6478-5885 Mail：webmaster@aozora.or.jp